

昭和二十七年 四月十四日

主査参事官

事務官

総 裁 長 官

総務室主幹

局 長 参事官

別紙労働大臣請議夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を廃止する政令案を審査したが、右は請議のように閣議決定せられてよいと認める。

22

不要報告

労甲四

政 令 案

法 務 府

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を廃止する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

年 月 日

内閣総理大臣

呈案附箋の通り